

平成22年度第1回帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：平成22年6月7日（月）午前10時から
場 所：帯広市役所10階 第6会議室
出席委員：仙北谷会長、野村副会長、市原委員、岩崎委員、荻原委員、菅野委員、
木下委員、キャンベル委員、後藤（健）委員、小森委員、新妻委員、松田委員、
松原委員、村田委員、横川委員、吉田委員（以上16名）
事務局：伊藤都市建設部長、竹下企画調整監、中村都市計画課長、
鈴木宅地開発担当課長、佐藤課長補佐、福島課長補佐、
田中宅地開発担当課長補佐
傍聴者等：報道関係1名
配布資料：会議次第、議題説明書、協議事項資料1（第6回定時見直しについて）、
出席者名簿

1 開 会

2 委嘱状の交付

帯広市都市計画審議会条例第2条4項の規定に基づき、14名の委員に伊藤都市建設部長から委嘱状を交付しました。

3 部長挨拶

伊藤都市建設部長から平成22年度第1回都市計画審議会開催にあたっての挨拶がありました。

4 議 題

(1) 会長・副会長の選出

帯広市都市計画審議会条例第4条1項の規定に基づき、会長に仙北谷康委員、副会長に野村文吾委員がそれぞれ選出されました。

(2) 協議事項

① 第6回定時見直しについて

都市計画法第6条の2に基づき、北海道が都市計画区域ごとに定めた「帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と都市計画法第7条に基づき北海道が定めた「帯広圏都市計画区域区分」の変更について、素案の説明をしました。

(事務局からの説明)

「整開保」は、都市計画区域ごとに北海道が定める都市計画の総合的な方針です。方針の内訳は、都市計画の目標、区域区分の決定、主要な都市計画の決定の方針等となっています。

帯広圏都市計画区域区分の変更ですが、区域区分とは、都市計画法第7条により定められている市街化区域及び、市街化調整区域のことです。内容は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的としています。この区域区分の決定にあたっては、都市計画の基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口や産業等を適切に収容できる規模を定めています。

なお、基礎調査は、都市計画法第6条に基づき、概ね5年ごとに、人口の規模、産業の就業人口、市街地面積等に関する現況と将来の見直しについて調査を行い、その将来推計を行っています。

定時見直しのポイントは、「コンパクトなまちづくりに向けた初めての見直し」です。

今回の定時見直しの基本的な考え方は、人口減少や超高齢化社会を迎えるにあたり、市

街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックを有効活用することが最大のポイントとなっています。コンパクトに集積した都市構造と、低炭素型の都市構造への転換、こちらも合わせて目指しています。

もう1点は、「人と環境にやさしい活力ある田園都市おびひろ」これは帯広市の総合計画の都市像となっていますが、こういったものを掲げ、環境負荷の軽減ですとか、中心市街地の土地の高度利用、都市機能の充実等を図っていきます。

次に、基準年と目標年は、「整開保」の当初決定が昭和45年12月の告示で、目標年が昭和55年、前回の第5回が基準年平成12年で目標年が平成22年、今回の第6回定時見直しは平成17年の国勢調査を基準年として、平成23年3月告示予定で目標年は平成32年を予定しています。

行政区域の将来人口は、北海道から国立社会保障・人口問題研究所が推計した人口を使用するよう指導があり、こちらの推計値は全国ベースで行っています。

帯広市の人口は、行政区域で平成17年の国勢調査時は約17万人、平成32年の推計値では約15万7千人ですので、約1万3千人の減少となっています。

帯広圏は、行政区域で25万8千人、平成32年は23万7千人で、約1万人が減少すると見込まれています。

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針は、住宅地は市街化区域の拡大は人口が減少するのでできない、商業業務地は、商業系の用途地域の拡大は抑制し、大規模集客施設の立地を規制します。

工業・流通業務地ですが、大規模な企業等で立地が確実なものは、市街化区域の拡大を検討し、現段階での工業系の市街化区域の拡大は考えていないということです。

続きまして、昨年より帯広市と近隣3町、並びに北海道と「整開保」の素案について協議して参りましたので、その概要について説明いたします。

基本的事項の目標年次は平成32年、範囲は現在の帯広圏と同じ範囲となっています。

区域区分の有無は、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図るため、引き続き区域区分を定めていき、区域区分の方針は、平成17年と32年の人口を比較しますと、帯広圏の都市計画区域内人口、平成17年、24万2千人、平成32年、23万4千人で、約8千人の減少となっています。帯広圏の市街化区域人口、平成17年、23万1千人、平成32年、22万6千人で、約5千人の減少となっています。

工業出荷額は、帯広圏で平成17年、2千3百億円程度、平成32年、2千7百億円程度で、約4百億円程度の増加という推計です。

卸小売販売額ですが、帯広圏は平成17年、1兆1千6百億円、平成32年が1兆5百億円で、約1千百億円程度の減少となっています。

市街化区域の規模は、帯広圏が平成17年、6,886ha、平成32年、6,929haで、こちらは音更と幕別の一部が区域変更になることから増加となっています。

次に、主要用途の配置の方針ですが、住宅地には高度住宅地を中心市街地に配置し、まちなか居住を推進する。一般住宅地は中心市街地を取り巻く概ね3km圏内に配置をし、専用住宅地は土地区画整理事業等により開発された住宅地に配置をします。

商業業務地は、中心商業業務地は西2条通を中心として配置し、十勝圏における商業業務の核としていき、なおかつ魅力ある中心市街地の創出に努めます。地域商業業務地は郊外の住宅地に配置をし、日常生活圏における利便性の確保を図っていきます。沿道商業業務地は、幹線道路沿道に配置し、利便性の高い商業地の形成や、沿道サービス施設の立地を図っていきます。

工業・流通業務地は、専用工業地は帯広工業団地、新帯広工業団地等に配置し、広域的な工業拠点の形成を図り、一般工業地は西20条北地区等に配置し、周辺環境に配慮した工業地の形成を図っていきます。

市街地における建築物の密度は、中心商業業務地は高密度な土地利用を図り、住宅建設の方針は、住宅マスタープラン等に基づき、既成市街地内の未利用地の有効利用を促進するとともに、老朽化が進んでいる公営住宅については建替え等を計画するという事です。

土地の高度利用に関する方針は、都市基盤施設等のストックの活用を基本としながら、中心市街地活性化基本計画に基づき、土地の高度利用化を図っていきます。

用途転換、用途純化、又は用途の複合化に関する方針ですが、市街地の内部に点在する工場などは周辺の住環境への影響に配慮し、必要に応じて移転を促し良好な住環境の創出を図っていきます。また、土地利用を見直す必要が生じた場合は、用途地域の見直しを適切に進めていきます。

居住環境の改善又は維持に関する方針は、郊外部にあります低層住宅地等の、閑静で落ち着いた住宅市街地を形成するよう、地区計画等を活用していきます。

市街化調整区域の土地利用の方針は、優良な農地との健全な調和に関する方針、農用区域は市街化区域の拡大の対象とはしない。秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針ですが、市街化調整区域は基本的に市街化を抑制する。ただし、国の制度である優良田園住宅等の新たなニーズは、農業と都市計画との調整を図り、適切に対応していきます。

北海道の条例で指定されている、新川西地区や中川西地区は、地域コミュニティの維持を図るため、必要に応じて農林漁業との調整を行った上で、市街地形成を図っていきます。

帯広畜産大学周辺は、地域の知的拠点としての特性を活かした土地利用を図っていきます。

次に、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針です。交通施設は、北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道の整備の促進を図り、下水道は、老朽化が進む下水道施設の改築更新の促進をし、河川は、総合的な治水対策を図り、廃棄物処理施設は、資源循環型の地域社会づくりを促進します。

市街地整備の目標は、開拓団地は、良好な住居環境が形成されるよう合理的な土地利用を図り、稲田川西地区は、区画整理事業により田園的な景観や、自然環境との調和の取れた良好な住宅地の整備を行い、西地区第一、緑商第二の長期未着手となっている区画整理事業は、区域変更を検討します。

次に、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針は、帯広の森等の公園緑地の整備や自然環境の保全に努め、主要な緑地の配置の方針は、主要な緑地として帯広の森や十勝川水系河川緑地等を配置し、実現のための具体の都市計画制度の方針は、緑の基本計画を基本とし、主要な緑地の確保目標は、機関庫の川公園、中島霊園緑地及び大山緑地、帯広の森等の整備を促進していきます。

次に、都市計画区域区分の変更は、人口を都市計画決定することとなっておりますのでその検討と、将来について決定をするということです。

帯広圏の都市計画区域内の人口、平成17年の基準年で24万1千8百人、将来が23万3千9百人、帯広市は、16万5千6百人が15万2千7百人。このうち市街化区域内人口は、帯広圏で23万8百人が22万5千5百人、帯広市で16万1千百人が14万8千5百人です。人口が拡大であれば市街化区域内に配分する人口や、事業計画がある場合の保留人口等も明記しますが、今回は人口が減少しますので、都市計画区域内人口と市街化区域内人口をもって都市計画決定をするということです。

続いて、今後のスケジュールですが、北海道はこの素案で国等の関係機関と協議中で、協議が終わりますと、7月下旬に帯広市の都市計画審議会を開催し、諮問をさせていただき、了承を得られれば帯広圏の案ということで、案の申し入れを北海道に出したいと考えています。北海道はこの案の申し入れを受け、北海道主催の公聴会と北海道都市計画審議会を10月下旬に行います。そこで何も無ければ、市町村に意見聴取を行い、来年の1月8日から21日の2週間縦覧を行います。そこで意見等が無ければ2月7日北海道都市計画審議会を行う予定で、その後大臣の同意を得て来年の3月下旬に、この2件の都市計画決定の変更をするというスケジュールになっています。

(委員からの主な意見・質疑)

【A委員】 総合計画との係わりで、今日のお話でも北海道の決定を受けてとのことだと思いますが、帯広市の第六期総合計画として、その中でも数値が出ておまして、工業出荷額や卸小売販売額を含めて、総合計画で議論をした数値とはかなり乖離しています。前回もお話は聞いたのですが、何か釈然としません。

北海道自体が都市計画を決定したときには、それぞれの市町村の視点ごとに持っている計画との整合性を、ある程度は図っていく必要があるのではないのでしょうか。前回、記述などを含めて配慮していきたいというお話がありました。確かに人口は減少していく、少子高齢化社会になっていく、それを帯広市の総合計画は何か歯止めをかけなければ駄目だということで、何とか横ばいでいこうということを目指しています。今回この案が決まり、帯広市の人口は15万7千人ということになりますと、総合計画でこれから頑張ろうというときに、どうなのかと思います。北海道ともその辺のことも調整していったほうが良いのではないのでしょうか。

【事務局】 現在の都市計画は、第5回定時見直しに基づいて進めています。この人口フレームは18万3千6百人で、前回の総合計画の18万8千人に限りなく近づけていますが、現実的には平成12年に人口がピークで17万5千人。都市計画の器としては、概ね18万3千人を収容できる能力を持っていると考えています。

ただ、今回の人口フレームは、北海道としては全道的に人口問題研究所の数値を設定するという考え方ですので、それに合わせざるを得ないと考えています。

帯広市の総合計画は17万人を設定していますので、われわれはこの15万7千人に向かっていくということではなく、現在定住政策などの施策を検討しておりますし、具体的な施策は、17万人維持に向かっていきたいと考えております。

卸小売販売額や工業出荷額は、北海道の指導により、一定の数学的手法にトレンドすると、この数字になるということで設定されています。主に商工観光部と将来的な調整をした数字ではありますが、地域の活性化にとってはなるべく上方修正にもっていきたくところでしたけれども、卸小売業は人口との関係性が強く、やむなく減少となりました。

工業出荷額は、全道的にもほとんどの圏域が下方修正に向かっていますが、帯広圏はなんとか上方修正の中で今後のまちづくりに対応していきたいと考えております。

【A委員】 工業出荷額は、数字は少し違うのですが総合計画も右肩上がりとなっています。卸小売販売額は、総合計画は横ばいですが下げています。

総合計画では人口に係わる数値は全部横ばいにしていて、それを目標にしよう頑張ろうというときに、このように下がってきってしまうと水をさされたような気がするのです。

帯広だけで抵抗しても仕方ないのかもしれませんが、帯広市の人口が15万7千人、総合計画では17万人となりますと、市民に与える影響も考えると、先々の課題として考えていきたいと思えます。

【B委員】 この場は帯広市の都市計画審議会ですので、帯広市のことを議論していく場だと認識はしておりますが、帯広圏となりますと、近隣3町も含めたということになりましようけれども、帯広圏での打合わせだとか会議だとか、整合性を図っていく場はあるのでしょうか。

【事務局】 帯広圏は1市3町で構成されており、1市3町と北海道で広域協議会を設置しています。1市3町の調整は北海道が担うということになっています。地元として、1市3町の担当課長会議等も開催し、内容の確認、帯広圏としての方向性の統一など、できる限りやってきています。また、市長、各町長の確認もしてきています。

【B委員】 それは単なるすり合わせだけなのか、或いは中身をきちんと反映させていく場面があるのか、今後も非常に大事な基本的な考え方だと思います。

帯広市の考えていることと近隣3町の考えていることにずれが出てくると、色々な面で、これからの都市計画の基本的な根幹に係わる問題も出てくると思います。

【事務局】 今回の大きなポイントで、1市3町、北海道も含めて調整したのは、帯広圏全体で人口減少となることから、1市3町において住宅地の開発が難しくなったということで、これは3町とも確認をさせていただいたところです。ですから他町で今まで区画整理事業を行ないながら、人口が増えてきたということがありまして、帯広市も稲田川西地区の区画整理事業を行っておりますが、こういう開発は1市3町ともできなくなった。今回の定時見直しではコンパクトシティを目指していくということです。

ただ、市長、町長のまちづくりの考え方で、全く同じということではなく、この大きな枠組みの中で、それぞれの町が個性豊かなまちづくりを進めていくという形がとられてくると考えています。

そして今回、わかりやすくするために帯広市の人口を載せておりますが、都市計画決定上は、帯広圏だけの数字で決定されます。

【会 長】 最初のA委員の、総合計画と今回の定時見直しとの数字の話ですが、この見直しについて、都市機能としては現状の人口を維持するだけの都市基盤整備を続けていくということが方針だと思いますので、基本的には、人口減少を踏まえたということになると縮小という話になると思うのですけれども、実質的には維持することが前提になっているということですので、数字的には少し陰があるかもしれないですが、気持ちとしては維持なのだということ考えていただければと思います。

【C委員】 帯広市の総合計画では人口17万人です。そしてこれは、帯広圏の都市計画区域の整開保で、参考として帯広市の数字が出ているけれど、基本的には帯広圏ですね。帯広圏の数字は国立社会保障・人口問題研究所という機関の数字を適用しているので、落ちていくだろうということですね。では帯広市の総合計画の17万人というのは、希望的観測も含めて、夢を含めたというのならば、夢を持って17万人を維持していこうという総合計画に向かって帯広市は動いていくけれども、帯広圏の整開保は、正しい数字を出しているらしい調査機関の、減っていくという数字によって、色々なことがコンパクトシティという名の下に拡大路線はできないということですね。都市計画審議会は、厳しい数字で出ているデータを基に、帯広圏として縮小気味になっていて拡大できないというのを認識しながら委員を続けていくという立場がいいのか改めて伺います。総合計画は夢なのでしょうか。

【事務局】 第5回の定時見直しの中で、18万3千人の人口を収容できるだけの市街化区域の面積を既に広げてあります。都市計画というのは、あくまで容量、キャ

パシティ、すなわち収容できる大きさのものを定めていくということです。

総合計画は、17万人の人口を何とか施策を積み重ねることによって維持していきたいということで、今回の第6回の見直しで15万7千人の人口がトレンドとして、北海道の一定の方向の中で出されましたが、本市の17万人という総合計画の人口が達成できた場合においても、第5回の見直しの中で18万3千人の人口を収容できるだけの市街化区域が広がっております。ですから、15万7千人を越える部分については、既存の市街化区域の中の未利用地を活用することによって、収容できるということです。

総合計画は決して夢ではなく、施策を積み重ねてまちづくりをやっていこうということで、この17万人という数字が第5回定時見直しのときの18万3千人を超えているならば、その人口が達成できた場合には人口を収容することができないので、北海道と調整を図って数字を見直していかなければなりません。今回は17万人ということで既存の都市計画の中で整備した範囲内で収容できるということでございます。

【C委員】 もう既に18万3千人の枠はできているので、推計では15万7千人と出ているけれども、市の総合計画の17万人を目指しながら、この都市計画審議会では話し合っていくということですね。ただしそこは、18万3千人の枠があって17万人を目指してやっているのだから、充分キャパの中に収まっているので、これ以上拡大はしないで今あるストックを利用して都市計画を考えていく立場だと理解してよろしいですね。

【事務局】 そういうことで、よろしく申し上げます。

【会 長】 国立社会保障・人口問題研究所の人口の推計ですが、今までのトレンドで人口構成がどうなっていくのかを、将来にずっと伸ばしていくという推計の仕方だと思います。これまでの動向のままでいくとすれば減っていくだろうというのが前提で、そのあと同じ機械的な推計をすると15万7千人になるという話だと思います。

市としては、増やすなり維持するために一生懸命頑張るという目標を立てていると思います。そして今回の見直しは道なり国なりの承認が必要なもので、こちらの数字を使いなさいというのも従わなければならないと思いますが、気持ちとしては維持でいくのだという共通認識を持っていたければ良いのではないかと思います。

【D委員】 質問が2点なのですが、行政区域将来人口の中で、行政区域と市街化区域と2つあります。行政区域というのは農村地帯を含めたということですから、農村地帯の人口減少もかなり大きくなると推計では出ているということなのかというのが1点です。

もう1点は、北海道はデータベースの基地としては非常に有利な立場にあると言われていて、こういった企業は産業分類の工業・流通に入るのか、商業なのか、どこに分類されるのかというのがもう1点です。

【事務局】 まず、行政区域人口ですが、これは帯広市の行政区域全部ですから、農村部も入った人口です。また、市街化区域人口ですが、この図面の色塗りをしている部分が概ね市街化区域の人口になります。それ以外の外枠が都市計画区域で、1市3町の外側を一定規模で決めており、これが帯広圏の都市計画区域になります。そして都市計画区域と市街化区域の間の白い部分が市街化調整区域です。データベース等を扱っている企業の産業分類は、手元に調査資料が無いので

すが、おそらく工業系の中に入ってくるのではないかと思います。

【会 長】 データベースですと企業相手だと商業という2次産業に入るとと思いますが、一般消費者相手だと第3次産業ということで、この中には入ってこないかもしれません。

帯広や十勝の統計を見ますと、対個人のサービスは減少傾向なのですが、企業向けのサービスはそれほど減っていないく、増えている部分も結構あります。そういうことも踏まえて、工業のほうに入っているのかという気がします。

卸小売業が減少するのは、人口の減少が大きいと思うのですが、工業出荷額が増えているのは、おそらく労働生産性が向上しているということもあるでしょうし、インフレの影響も含めているのかと思います。

【D委員】 先程出ていた、夢ではなくキャパはありますから、それに向けてなるべく将来的に納税をしてもらえる市民を増やそうという意図で考えれば、具体的にどういった企業、どういう可能性があるのか。十勝は農業が基盤なので、農村地域なども総合的に含めて魅力のあるまちづくりにしていただきたいというのが意見です。

○ 以上が各委員からの主な意見及び質疑です。